

夕張市財政再生計画の変更 (令和2年5月) の概要

- 本年3月10日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和2年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- この変更は、新型コロナウイルス感染症に緊急に対応するためのものであることから、本年5月8日に夕張市議会において本変更及びこれに基づく補正予算が議決された後、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第10条第6項ただし書^(※)の規定に基づき、総務大臣に協議されたもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

(※) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第10条第6項（抜粋）

地方公共団体は、第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がないときは、事後において、遅滞なく、その変更について総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 特別定額給付金給付事業 (+791百万円)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、夕張市において実施する特別定額給付金の給付事業に必要な経費を計上するもの。

(財源) 国支出金 791百万円

(2) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 (+8百万円)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、夕張市において実施する子育て世帯への臨時特別給付金の給付事業に必要な経費を計上するもの。

(財源) 国支出金 8百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増 (+802百万円)、繰入金の増 (+2百万円)により804百万円の増

(2) 歳出

人件費の増 (+3百万円)、物件費の増 (+13百万円)、その他の増 (+788百万円)により804百万円の増